



福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部
平成23年7月10日(日) (第19報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

- 第19報の紙面 -				
1	お知らせ【一部新規】	1	◆ トピックス【新規】	8
2	雇用に関する情報	4	◆ 各種相談窓口のお知らせ	9
3	住宅に関する情報【更新】	5	◆ 市町村問い合わせ先一覧(7月10日現在)	12
4	医療及び介護に関する情報【一部新規】	7		

1 お知らせ

<ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト> (1) ふくしまっ子夏の体験活動応援事業について

東日本大震災により、子どもたちの活動環境が制限されている中、次のような夏休み等に伸び伸び活動できる機会の提供などを実施します。

- ①夏の体験活動応援補助事業（市町村や各種団体等の事業）
 - ◆ 期 間 7月～9月末
 - ◆ 対 象 幼児とその親、小・中学生及び引率者
 - ◆ 補助額 一人当たり
 - ・宿泊費等（食費を含む） 1泊7千円を上限とし、7泊まで補助する。
 - ・交通費等（材料費等含む） 5千円を上限として補助する。
 - ・保険料 1千円を上限として補助する。

- ②自然の家体験活動応援事業（県立会津自然の家で実施します。）
 - ◆ 期 間 夏休み期間中
 - ◆ 対 象 幼児・小・中学生及びその家族
 - ◆ 内 容
 - i) わくわくホリデイ（日帰りの活動） 10回
 - ii) 大自然満喫夏のつどい（2泊3日等での活動） 3回
 - ◆ 参加料 いずれも無料（食費、材料費を含む）

【お問い合わせ先】

- お住まいの市町村教育委員会 または
- 福島県教育庁社会教育課 ☎024-521-7799

(2) 線量低減化活動支援事業について

県では、学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、通学路や公園の清掃など県内各地域の放射線量を低減させる事業を実施します。

町内会などの地域団体（約6000団体）に空間線量計や高圧洗浄機などの購入費等を助成し、地域ぐるみの除染体制を確立します。

県は、今後、作業手順などの活動指針をまとめ、夏休み中の除染開始を目指します。

(3) 「ふくしま復興へ 私の祈り 願い 誓い」 募集

ふくしまの復興に向けた、皆さんの「祈り」「願い」「誓い」を1枚の短冊に見立てたハガキに綴り、お寄せください。

- ◆応募方法 はがき（サイズは100×148mmに限ります）の裏面に、復興への祈り・願い・誓いなどを、俳句や手紙、小論文、絵など、自由に表現してください。
はがき表面の下段に、住所・氏名等の必要事項（詳しくはお問い合わせください。）を記載し、福島県総合計画課まで郵送してください。

- ◆募集期間 第1期：平成23年7月7日(木)～7月31日(日)
第2期：平成23年8月1日(月)～8月15日(月)

応募いただいた作品は、福島県のホームページで公表します。また、県庁等で作品展を実施します。

【お問い合わせ先】

- 福島県総合計画課 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県庁本庁舎5階
☎024-521-7923

(4) 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について

県は原子力損害の賠償について電話による相談を受け付けています。

【窓口電話番号】 ☎024-523-1501

- 相談時間：8：30～21：00（毎日）
※毎週水曜日（祝日含む）の13時～17時は、弁護士による法律相談を行っております。
- 相談内容
 - ・原子力損害賠償制度の概要
 - ・原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
 - ・賠償に係る今後の手続き など

【参考】

- 東京電力「補償相談センター（コールセンター）」
☎0120-926-404（9：00～21：00）
（被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。）
- 中小企業第一次仮払相談室（福島県商工会連合会内）
☎0120-008-803（9：00～17：30）

(5) 義援金（第2次配分）について

平成23年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金（国義援金）及び県に寄せられた義援金（県義援金）の第2次配分を行います。

◆配分方針

①県独自基準

震災により、両親が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども（震災孤児）、父又は母が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども（震災遺児）を対象とし、県義援金より新たに配分します。

震災孤児・・・1人100万円、震災遺児・・・1人50万円

②市町村設定基準

国義援金、県義援金を、市町村における被害（死亡・行方不明、全・半壊数、原発避難関係世帯数）の程度に応じて、県から各市町村に按分して枠配分します。

市町村が、県からの枠配分額の範囲内で、その地域の実態に則して配分対象・配分基準額を独自に設定し被災された方々へ配分します。

◆配分方法

①、②ともに市町村より配分します。

②の配分対象・配分額や①、②の配分方法等については、準備が整い次第、市町村からお知らせします。

【お問い合わせ先】

- 各市町村窓口 別紙「市町村問い合わせ先一覧」をご覧ください。

(6) 東京電力福島原子力発電所事故に係る

双葉地方農畜産物損害賠償手続き説明会のご案内

ふたば農業協同組合では、双葉地方から県内に避難している農業者の方々を対象に、東京電力への農畜産物損害賠償手続きに関する説明会を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

どちらの会場でも参加できますので、ご都合に合わせて、午前又は午後の部にお越しください。

開催日	方 部	会 場		午前の部	午後の部
7月11日(月)	白河市	JAしらかわ(セレモニープラザ)	白河市弥次郎窪29-1	10時～	1時30分～
7月12日(火)	猪苗代町	体験交流館(大研修室)	猪苗代町字鶴田141-1	10時～	1時30分～
7月13日(水)	福島市	ホテル辰巳屋(8階会議室)	福島市栄町5-1	10時～	1時30分～
7月14日(木)	二本松市	東和文化センター(大ホール)	二本松市針道字上台132	10時～	1時30分～
〃	喜多方市	喜多方プラザ文化センター(小ホール)	喜多方市字押切2丁目1	10時～	1時30分～
7月15日(金)	会津若松市	文化センター(文化ホール)	会津若松市城東町14-52	10時～	1時30分～
7月16日(土)	いわき市	市労働福祉会館(会議室)	いわき市平字堂の前22	10時～	1時30分～

※説明会の参加について、事前にお申込みいただく必要はありません。

直接会場にお越しください。なお、入場は先着順となります。

【お問い合わせ先】

- J A ふたば本店 ☎ 0 2 4 - 5 5 4 - 3 0 9 5
- J A ふたば経済コールセンター ☎ 0 8 0 - 1 6 7 9 - 5 9 9 7、6 0 1 9

(7) 個人事業税の課税延期のお知らせ

県内で事業を営んでいる方を対象とした個人事業税は、通常8月31日(第1期分)までと11月30日(第2期分)までの2回に分けて納めることになっていますが、平成23年度課税分については東日本大震災に伴う納期限等の延長措置により、納税通知書の発付を延期しています。

具体的な課税の時期については確定し次第改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】

連絡先	所在地	電話番号
県北地方振興局県税部	福島市中町1-19 中町ビル6F	024-523-4698
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1-1-1	024-935-1251
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5251
南会津地方振興局県税部	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5214
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	0246-24-6032

(8) 農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）について

①東北地方太平洋沖地震対策資金及び原発事故対策緊急支援資金

◆資金種別

ア 平成23年東北地方太平洋沖地震による地震、津波の被害を受けた農業者等が必要とする施設等の復旧資金及び運転資金（東北地方太平洋沖地震対策資金）

イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故による出荷制限や風評被害等により、農家収入が減少した農業者等が緊急に必要なとする運転資金（原発事故対策緊急支援資金）

◆貸付限度額

アの資金…500万円以内
イの資金…個人：1,000万円以内、法人・団体：1,200万円以内

◆貸付利率

1.2%以内（ただし、JA取扱いについては無利子）

◆償還期間

10年以内（うち据置3年以内）

◆取扱金融機関

県内各農協、(株)福島銀行・(株)大東銀行・(株)東邦銀行本店及び各支店

②農家経済維持支援資金

◆貸付対象者

原子力事故により生計の維持に大きな影響を受け、次のいずれかに該当する農業者等

ア 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故の影響により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等

イ 作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等

◆資金使途

農家経済の維持に必要な資金

◆貸付限度額

200万円

◆貸付利率

無利子

◆償還期間

5年以内（うち据置3年以内）

◆取扱金融機関

県内各農協、(株)福島銀行・(株)東邦銀行の本店及び支店

【お問い合わせ先】

●福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

(9) 中小企業等復旧・復興支援事業（補助制度）について

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により被害を受けた中小企業等の皆様に、事業再開に必要な経費の一部を補助します。

◆対象者

①東日本大震災により工場・店舗等が半壊以上の被害を受けた中小企業等

②原子力発電所事故に伴う警戒区域等に工場・店舗等がある中小企業等

◆対象経費

・空き工場・空き店舗等の借り上げ（購入）費用

・空き工場・空き店舗等の改装費用

・工場・店舗等の建て替え費用

・被災した工場・店舗等の修繕費用 など

◆補助率

事業再開の方法、被災程度により異なります。

◆受付期間

平成23年6月17日から平成23年7月29日まで

※ 平成23年7月29日（金）までに申請いただいたものについては、

全て受付・審査します。受付順に決定するわけではありません。

◆申請窓口

最寄りの各地方振興局（地域づくり・商工労政課）

【お問い合わせ先】

●福島県企業立地課 ☎024-521-7280

●福島県商業まちづくり課 ☎024-521-7299

●福島県商工総務課 ☎024-521-7270

2 雇用に関する情報

(1) がんばろう福島! “絆”づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

県内6方部ごとに担当する受託事業者は以下のとおりです。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託事業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

現在、各事業者が順次求人していますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

- ◆雇用対象者 被災された方、失業中の方
- ◆雇用期間・条件 業務内容による（フルタイム・パートの別あり）

◆業務内容例

- ・コミュニティ業務の補助（清掃等の環境整備）
- ・災害弱者などへの生活支援（通院介助、買い物代行支援）
- ・支援物資の整理・配布
- ・災害対策本部に関する補助業務 など

- ◆従事場所 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所

◆募集方法

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報が提供されますので、希望される方は随時申し込んでください。

【雇用に関するお問い合わせ先】

- ・ 県北 : 株式会社トーネット ☎024-539-9771
- ・ 県中、相双、いわき : 株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・ 県南 : ニューワーク情報サービス有限会社 ☎0248-72-0064
- ・ 会津、南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7350

【事業に関するお問い合わせ先】

- 福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

(福島県ホームページにおいても、「雇用 絆」で検索し、事業内容を確認できます。)

(2) 耕作放棄地を利用した避難先での営農再開について

東日本大震災や原発事故で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して営農を再開する取組みを支援します。

◆事業内容

国では、耕作放棄地の再整備や再生した農地での作物栽培を実証するため「実証ほ」の設置を支援しています。

今年度から、「被災者支援実証ほ」の設置が可能となり、同実証ほを設置した市町村の地域協議会では、被災された皆さんを雇用したり、運営業務を委託することができるようになりました。

被災された皆さんには、自己負担なしでも営農を再開することができる上、栽培する作物にあわせた農業用施設（パイプハウス等）の導入も可能となります。

【お問い合わせ先】

- 福島県農村振興課 ☎024-521-7416
- 各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）
- 各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

3 住宅に関する情報

(1) 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

7月10日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- ◆浪江町 ☎03-5638-5055
- ◆西郷村 ☎0248-25-1117
- ◆富岡町 ☎0120-336-466
- ◆葛尾村 ☎0242-83-0271
- ◆榎葉町（会津地区） ☎0120-562-150
- （いわき地区） ☎0120-562-171

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

（県内避難者） 024-521-7698、7867

【受付時間：（毎日）8：30～17：15】

（県外避難者） 024-523-4157

(2) 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

◆対象世帯

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象といたします。

ただし、以下の①、②の双方をみたす世帯については優先となるよう配慮しています。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

◆住宅要件

- ① 原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの
ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く）の場合は9万円以下
- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

◆借上げ住宅の住替え

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

(3) 県外の借上げ住宅について（現在、県外に避難されている方が対象）

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

なお、7月10日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。）

◆青森県 ☎017-734-9580、9581

◆岩手県 ☎0120-882-606

◆宮城県 ☎022-211-3257

◆秋田県 ☎018-860-4503

◆山形県 ☎023-630-2640、2646

◆栃木県 ☎028-623-0618、0619

◆東京都 ☎03-5320-4943（7月中旬に案内開始予定）

◆兵庫県 ☎078-232-9564

◆沖縄県 ☎090-3794-0530、8217

※ その他の自治体における民間賃貸住宅の借上げ等の支援につきましては、現在、各自治体において検討いただいておりますので、実施の際の連絡先等は随時お知らせします。

また、全国の地方自治体における民間賃貸住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況につきましては、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

（社団法人全国賃貸住宅経営協会 <http://top.zenjyu.or.jp/vacancy/subsidy.html>）

【担当】 県外避難者支援担当 ☎024-523-4157

(4) 生活家電6点セットの支援について

仮設住宅、民間借上げ住宅や公営住宅等の応急仮設住宅への入居者は、日本赤十字社から下記の家電6点セットの支援が受けられます。

①洗濯機、②冷蔵庫、③テレビ、④炊飯器、⑤電子レンジ、⑥電気ポット

受付は、住宅の入居にあたり窓口となった県、市町村へ問い合わせください。

※家電が届かない等についてのお問い合わせ

【日本赤十字社 東日本大震災復興支援お問合せ窓口】 ☎0120-60-0122

(5) 民間賃貸住宅に係る家賃等返還手続きについて

3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たっての費用（礼金、敷金、仲介手数料）及び家賃等月毎の費用（家賃、共益費、管理費）については、入居日にさかのぼって県が負担いたします。具体的な申請方法、窓口及び家賃等の対象範囲は後日お知らせします（契約書や家賃支払いに関する関係書類を保管しておいてください）。

(6) 旅館ホテル等から仮設住宅等への移転について

現在、旅館ホテル等へ避難していて、今後仮設住宅や民間借上げ住宅への入居が決定した場合は、旅館ホテル等にとって一般のお客様の受入れ準備が生じてきますので、以下の時点で旅館ホテルへお知らせください。

①市町村から仮設住宅や民間借り上げ住宅等への入居の決定通知があった時

（退去日が未定であっても入居決定があった旨をお知らせください）

②旅館ホテルからの退去の日が決定した時（なるべく退去1週間前までには報告ください）

当初、旅館ホテルには7月末までの受入れをお願いしており、それ以降は受入れができない旅館ホテル等もあります。今後、別の旅館ホテル等へ移動いただく場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

●福島県観光交流課 ☎024-521-7398

4 医療及び介護に関する情報

○医療及び介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について

平成23年7月1日から医療機関等を受診する際及び介護サービスを受ける際には、医療機関等又は介護事業所等に「被保険者証」の提示が必要となりました。

また、下記の要件に該当し、利用者負担等が免除となる方については、被保険者証に添えて利用者負担の「免除証明書」等を提示することが必要となります。ご加入の各医療保険の保険者又は介護保険の保険者である市町村（保険者）に被保険者証や免除証明書などの交付を申請してください。

○ 災害救助法が適用されている被災地域（福島県全域）の住民であり、次のいずれかに該当する方

- ・ 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方（介護）
- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方（医療）
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院し収入が減少した方（介護）
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方（医療）
- ・ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ・ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

- ・ 免除期間は、平成24年2月29日まで（医療機関の入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設等の食費・居住費等の減免は平成23年8月31日までを予定）

※以下の市町村に住所を有する被保険者の方については、免除証明書等の提示が必要となる期日が異なります。（医療については市町村国保・後期高齢者医療制度のみ）

8月1日から	郡山市（介護保険のみ）、南相馬市
9月1日から	白河市（介護保険のみ）、田村市（国民健康保険・高齢者医療制度のみ）
免除期間終了まで不要	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示（4月22日解除）の対象となっていた方（いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方）の利用者負担の免除は、6月末日までに受けた保険診療及び介護サービスまでとなります。

【お問い合わせ先】

- 医療保険：ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。
- 介護保険：各市町村（保険者）の窓口をお願いします。

■トピックス

～アクアマリンふくしま営業再開のお知らせ～

いわき市小名浜にある環境水族館“アクアマリンふくしま”は、東日本大震災による被害のため休館しておりましたが、営業再開が決定いたしました。多くの来場をお待ちしております。

- ◆再開日 平成23年7月15日（金）9時～オープニングセレモニー
☆イベント（16日（土）～18日（月））☆
カニ汁の配布、抽選会、ミニライブ、移動動物園の開催
- ◆営業時間 9:00～17:30（7、8月の土日祝日は19時までの営業）
- ◆料金 一般1,600円、小～高校生800円、未就学児無料

【お問い合わせ先】

●環境水族館アクアマリンふくしま ☎0246-73-2525

～「リフレッシュ・キャンプ」実施のお知らせ～

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、外遊びやプールの利用を控えるなど、日常生活の中で多くのストレスを抱えている福島県の児童・生徒の心身の健康やリフレッシュを図るため、外遊び、スポーツ及び自然体験活動などができる機会を提供します。

◆主催：文部科学省、独立行政法人国立青少年教育振興機構

◆対象：福島県内の小学1年生～中学3年生

※ 国立那須甲子青少年自然の家で実施する第7回は、就学前の子ども及び小学2年生までの児童とその保護者を対象

◆参加費：無料

※ 食事代1日目昼から4日目昼までの10食分、シーツ洗濯代、保険料、送迎バス代、プログラム活動費は無料

◆実施場所・期日・募集人数

＜国立磐梯青少年交流の家＞（猪苗代町字五輪原 7136-1）

第1回	7月23日（土曜日）～7月26日（火曜日）	100名程度
第2回	7月26日（火曜日）～7月29日（金曜日）	250名程度
第3回	8月1日（月曜日）～8月4日（木曜日）	130名程度
第4回	8月14日（日曜日）～8月17日（水曜日）	120名程度
第5回	8月17日（水曜日）～8月20日（土曜日）	250名程度
第6回	8月23日（火曜日）～8月26日（金曜日）	190名程度
第7回	8月28日（日曜日）～8月31日（水曜日）	220名程度

＜国立那須甲子青少年自然の家＞（西郷村大字真船字村火 6-1）

第1回	7月21日（木曜日）～7月24日（日曜日）	340名程度
第2回	7月24日（日曜日）～7月27日（水曜日）	400名程度
第3回	7月27日（水曜日）～7月30日（土曜日）	400名程度
第4回	7月30日（土曜日）～8月2日（火曜日）	360名程度
第5回	8月2日（火曜日）～8月5日（金曜日）	380名程度
第6回	8月6日（土曜日）～8月9日（火曜日）	130名程度
第7回	8月11日（木曜日）～8月14日（日曜日）	90名程度
第8回	8月16日（火曜日）～8月19日（金曜日）	380名程度
第9回	8月21日（日曜日）～8月24日（水曜日）	250名程度
第10回	8月24日（水曜日）～8月27日（土曜日）	340名程度
第11回	8月27日（土曜日）～8月30日（火曜日）	530名程度

◆受付期間：7月10日（日）9時～7月20日（水）17時

※ 両施設とも第1回及び2回への参加を希望される場合には、14日（木）締め切り。

◆申込方法：所定の申込書に記載の上、メールまたはFAXによりお申し込みください。

参加の希望は、第3希望までお知らせください。参加決定は先着順であり、参加の可否については後日通知します。

◆宿泊について：宿泊は、男女別で相部屋になります。

磐梯青少年交流の家……6人～17人部屋

那須甲子青少年自然の家……10人～30人部屋

【お問い合わせ先】

●リフレッシュ・キャンプ受付センター

☎ 0248-48-5350 (9:00～18:00)

FAX 0248-36-2055

メールアドレス：re-freshcamp@niye.go.jp

所定の申込書は、下記HPより入手できます↓

【http://www.pref.fks.ed.jp/sinsai/ukeire/pdf_files/35%20refresh.pdf】

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連(10時～15時:平日) 県弁護士会(14時～16時:平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ (県窓口)	024-523-1501	8時30分～21時(月～日) ※毎週水曜(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室(コールセンター)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉に関する相談	024-521-7164 024-521-7165	高齢福祉課
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時:平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、9機関9時～17時:平日) 福島いのちの電話 (10時～22時:土日含む) 震災こころのサポーターセンター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター (9時～21時) パープル・ホットライン(24時間) 男女共生センター(月曜日休館) 火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時
◆生活に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課

文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター(毎日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(財)福島県国際交流協会 受付時間 9:00~16:00(火~土)
「震災に関する悪質商法 110 番」	0120-214-888	国民生活センター(10時~16時)
公害に関する相談 (水・土壌) (大気)	024-521-7258 024-521-7261	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30~17:15)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(平日 8時~17時)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部(平日 9:00~17:00)
行方不明者に関する相談	024-522-2151 (内線 3024)	福島県警察本部 生活安全企画課 (平日 8:30~17:15)
警察安全相談窓口	024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00)
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する 相談	024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9:00~16:00)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047 03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月~土：10時~19時) [Fターンセンター東京] (月~土：10時~18時)
(生活・就労相談)	024-995-5057 024-525-2510	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月~金：8時30分~17時) [福島窓口] (月・火・木~土：10時~18時30分)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	0248-27-0041 0242-27-8258 0246-25-7131	ふくしま就職応援センター [白河窓口] [会津若松窓口] [いわき窓口] (月~土：10時~19時)
(看護職の就業に関する相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (平日：8時30分~16時30分)

創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課（福島駅西口インキュベーションルーム） （13時～17時：土日を除く） ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課 【受付時間：8時30分から21時まで（毎日）】
◆国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談		【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】
国管理道路（国道4号、6号、13号、49号）	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
県管理道路（上記以外の国道、県道）などの土木施設に関する相談		
県管理道路に関する相談	024-521-9820	道路管理課

「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】<http://www.pref.fukushima.jp/j/>

※ページ中段の「避難者の皆さまへ（生活支援情報）」をクリックしてください。

また、最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】<http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/nuclear/saigai.html>

※ページの中の「避難所の皆さまへ」をクリックしてください。



市町村問い合わせ先一覧

(7月10日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		埴町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村 ※	024-562-4200		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
	県北管内	福島市		024-535-1111	磐梯町
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
大玉村		0243-48-3131	昭和村	0241-57-2111	
県中管内	郡山市	024-924-7111	会津美里町	0242-55-1122	
	須賀川市	0248-75-1111	南会津管内	下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111	檜枝岐村	0241-75-2311	
	鏡石町	0248-62-2111	只見町	0241-82-5050	
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)	
			浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)	
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)		
		飯舘村	旧飯野町役場庁舎内 (福島市飯野町字後川10番地の2)		